

「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

千葉市では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用にあたっては、子ども・子育て支援法及び「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」に基づき、利用調整を実施しています。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う各施設の受け入れ可能人数を上回る希望申請があった場合は、「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」の別紙「施設（事業）利用選考基準（以下、「選考基準」という）」に基づき、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から、入所の決定をします。

この度、令和8年4月の一斉入所以降における選考基準について、以下のとおり見直しを行いました。

2 改正の概要

（1）調整指数1 No.③「認可外保育施設等の利用（月64時間時間）」

No.⑦「認可外保育施設等の利用（月64時間未満）」

令和8年度から子ども誰でも通園制度が本格実施されるため、同制度の利用を No.③「認可外保育施設等の利用（月64時間以上）」の対象に含めるとともに、加点要件の利用時間を見直し、No.⑦「認可外保育施設等の利用（月64時間未満）」を削除することにしました。

（2）優先項目 No.1「継続利用優先」

認定子ども園における1号認定児童から2号認定児童への切替時の利用調整の実施に伴い、認定子ども園を既に利用している1号認定児童が2号認定児童として同施設継続利用する場合、本優先項目の適用対象とすることにしました。

3 適用時期

令和8年4月分の利用申請から適用します。

4 その他

選考基準の具体的な内容につきましては、「施設（事業）利用選考基準（令和7年10月15日付改正）」をご参照ください。